

資料編

1. 計画策定の経過

開催日	会議等	内容
平成 30 年 8 月 29 日	平成 30 年度第 1 回釜石市子ども・子育て会議	①委員長、副委員長の選任 ②釜石市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況 ③釜石市幼児教育振興プランの進捗状況 ④平成 30 年度主要事業 ⑤その他
平成 30 年 10 月 31 日	平成 30 年度第 2 回釜石市子ども・子育て会議	①次期子ども・子育て支援事業計画の策定について ②保育士確保策について ③その他
平成 30 年 12 月	子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査	[調査対象] 968 世帯 [調査方法] 郵送・施設を通じて [調査期間] 12 月 3 日～12 月 17 日
平成 30 年 12 月	保育サービス等に関する調査	[調査対象] 18 施設 [調査方法] E-mail [調査期間] 12 月 13 日～12 月 25 日
平成 31 年 3 月 19 日	平成 30 年度第 3 回釜石市子ども・子育て会議	①釜石市の子育てを取り巻く状況 ②ニーズ調査結果の概要について ③その他
令和元年 5 月・10 月、令和 2 年 3 月	子ども・子育て支援に関するヒアリング調査	[調査対象] 就学前の子どもがいる保護者 [調査方法] ワークショップ [調査期間] 令和元年 5 月 30 日、6 月 25 日、10 月 25 日、令和 2 年 3 月 2 日
令和元年 6 月 25 日	子ども・子育て支援に関するヒアリング調査	[調査対象] 教育・保育施設の代表者 [調査方法] ワークショップ
令和元年 8 月 9 日	令和元年度第 1 回釜石市子ども・子育て会議	①新たに開所する小規模保育事業所（B 型）の確認・認可について ②釜石市幼児教育振興プランの進捗状況について ③現子ども・子育て支援事業計画の評価及び次期計画の骨子案について ④その他
令和元年 10 月 29 日	令和元年度第 2 回釜石市子ども・子育て会議	①特定教育・保育施設の利用定員の変更について ②次期計画の骨子案について ③その他
令和 2 年 1 月 22 日	令和元年度第 3 回釜石市子ども・子育て会議	①委員長、副委員長の選任 ②特定教育・保育施設の利用定員の変更について ③次期計画の素案について ④その他
令和 2 年 2 月 10 日～3 月 9 日	意見募集（パブリックコメント）の実施	意見 3 件
令和 2 年 3 月 26 日	令和元年度第 4 回釜石市子ども・子育て会議	①特定教育・保育施設の利用定員の変更について ②第 2 期釜石市子ども・子育て支援事業計画について ③鈴子広場の整備に係るワークショップの開催について

2. 釜石市子ども・子育て会議条例

釜石市子ども・子育て会議条例

平成25年9月26日

条例第38号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として釜石市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(協力要請)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、保健福祉部子ども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 釜石市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和2年1月1日～令和3年12月31日

区分	氏名	所属・役職等
子どもの保護者	藤原伸哉	
	※櫻井京子	
	三浦綾	
	鈴木ゆりえ	
	藤井茉依	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	※野田摩理子	幼保連携型認定こども園甲東こども園 園長
	※山崎ミキヨ	鵜住居保育園子育て支援センター 保育士
	海藤祐子	鵜住居保育園子育て支援センター副センター長
	藤原安	釜石保育会 会長(上中島こども園 園長)
	※山野目久子	NPO 法人 母と子の虹の架け橋 理事長
	八幡恭子	県立釜石病院つくし保育所 園長
	※金聖子	独立行政法人国立病院機構釜石病院 企画課庶務班長
	佐々木晴美	釜石市上中島児童館 主任児童厚生員
	菊池啓子	幼稚園型認定こども園正福寺幼稚園 園長
	柳下啓子	小規模保育事業所きらきら保育園 園長
事業主・労働者を代表する者	◎伊東公一	松草塗装工業 株式会社 代表取締役
	大槻忍	連合岩手釜石・遠野地域協議会 事務局長
	※小山彩子	社会福祉法人愛恵会 いきいき指定唐丹居宅介護支援センター 所長
子どもに関わる地域活動を行う者	○福成菜穂子	小さな風
	黍原豊	一般社団法人 三陸駒舎 理事
	深澤鮎美	自然あそび広場 にここ 代表

◎は委員長 ○は副委員長 ※は任期が平成30年1月1日～平成31年12月31日

(敬称略・順不同)

事務局：釜石市子ども課

所属	職名	氏名
釜石市保健福祉部	部長	水野由香里
釜石市保健福祉部子ども課	課長	千葉裕美子
同上	課長補佐兼次世代育成係長	正木浩二
同上	課長補佐兼子ども福祉係長	樋岡悦子
同上	次世代育成係主任	萬如子